

平成 2 7 年度第 1 回府中市障害者等地域自立支援協議会
会議録

- 日 時：平成 2 7 年 6 月 3 0 日（火） 午前 1 0 時～正午
- 場 所：府中市役所北庁舎 3 階第 5 会議室
- 出席者：（敬称略）
 - < 委 員 > 上村好美、鈴木卓郎、犬飼知子、平良圭嗣、吉松久美子、
山内正、栴島剛之、河井文、野村忠良、吉井康之、飯島智広、
上野 哲、古寺久仁子、永山豊和
 - < 事務局 > 高野市長、川田福祉保健部長、遠藤福祉保健部次長、
松下障害者福祉課長、相馬障害者福祉課課長補佐、
長岡障害者福祉課主査、北川障害者福祉課事務職員、
布目障害者福祉課事務職員
- 傍聴者：あり
- 議 事：
 - 1 委嘱状の伝達
 - 2 市長あいさつ
 - 3 委員自己紹介
 - 4 正副会長の選出
 - 5 諮問書の伝達
 - 6 会議の公開について
 - 7 議事
 - （ 1 ）協議会の役割について
 - （ 2 ）協議事項について
 - （ 3 ）会議のスケジュールについて
 - （ 4 ）その他
 - 8 その他
- 資 料：
 - 【事前送付資料】
 - 資料 1 府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿
 - 資料 2 - 1 府中市附属機関の設置等に関する条例
 - 資料 2 - 2 府中市障害者等地域自立支援協議会規則
 - 資料 3 - 1 府中市障害者等地域自立支援協議会の会議の公開等について
 - 資料 3 - 2 府中市障害者等地域自立支援協議会の傍聴について
 - 資料 4 府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について
 - 資料 5 協議事項資料
 - 資料 6 第 5 期府中市障害者等地域自立支援協議会スケジュール(案)

【当日配付資料】

平成 2 7 年度第 1 回府中市障害者等地域自立支援協議会 席次表

第 4 期府中市障害者等地域自立支援協議会報告書

平成 2 6 年度版 東京都内の地域自立支援協議会の動向

参考 1 部会別打合せの進め方

参考 2 会議室予約状況

開会

■事務局

皆さん、おはようございます。時間となりましたので始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきまことにありがとうございます。ただ今より、平成27年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議ですが、2時間程度を予定しておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして進めてまいります。

1 委嘱状の交付

■事務局

次第1、委嘱状の伝達でございますが、時間の都合もありますので、簡略化させていただき、机上に配付させていただきました。ご了承ください。これをもって、委嘱状の伝達にかえさせていただきます。

2 市長あいさつ

■事務局

次に、次第2、市長あいさつです。本日、府中市障害者等地域自立支援協議会の委員をお受けいただいた皆様に、府中市長、高野律雄よりごあいさつをさせていただきます。

市長、お願いいたします。

■市長

皆様、おはようございます。ご紹介いただきました府中市長の高野律雄でございます。

お集まりの皆様方には、日ごろより、府中市の市政各般にわたりまして多大なご理解とご協力を頂戴し、心から厚くお礼を申し上げます。

また、このたび、府中市障害者等地域自立支援協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただき、また、本日は、月末で大変ご多用のところにもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は、既に皆様方ご承知のように、障害のある方もない方も、人格と個性をお互いに尊重し合い、安心して暮らし続けられる地域づくり、そして、障害者福祉の新たなシステムづくりのために、本協議会を拠点としてしっかりとした議論をいただく、そのような協議会でございますので、何とぞ忌憚のないご意見をいただきまして、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げたいと思います。

府中市は、本年度市政の運営方針として、「やすらぎ」「つながり」「かがき」という３つの言葉をテーマとして掲げさせていただきました。「やすらぎ」は、何よりも安心して暮らし続ける、そのようなことをまず第一としておりますし、また「つながり」は、さまざまな関係機関の皆さんが連携をとることで、障害をお持ちの方も、お持ちでない方もつながって、お互いに生きがいを持つ、そして、その生きがいがすべての皆さんの「かがやき」につながっていくわけでございます。ぜひ市民の皆さんのお力を頂戴したいと思っております。

これから任期の間、皆様方には大変何度までご足労をいただくことになるわけでございますけれども、ぜひ府中市の障害者福祉をはじめとする福祉の充実のためにご尽力いただけますように心からお願い申し上げます。市長のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

恐れ入りますが、ここで市長は公務都合により退席させていただきます。

■市長

どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長退室〕

3 委員自己紹介

委員及び事務局から自己紹介

4 正副会長の選出

■事務局

次に、次第４、正副会長の選出になります。

会長及び副会長の選出に当たっては、本協議会の規則上、委員の互選によるものとなっております。規則は資料２―２にございます。

なお、後半の議事の中でご説明いたしますが、会長及び副会長には、府中市障害者計画推進協議会に委員として参加していただくほか、必要に応じて運営会議にもご出席いただくことになっております。

どなたか立候補される方等いらっしゃいますでしょうか。

■委員

事務局の案があったらお願いします。

■事務局

事務局といたしましては、会長については河井委員にお願いしたく、また、副会長は上村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）（拍手）

■事務局

ご異議がないようでございますので、会長は河井委員に、副会長は上村委員にお願いいたします。

恐れ入りますが、前方の正副会長席へご移動をお願いいたします。

〔正副会長、座席移動〕

■事務局

それでは、会長、副会長より、一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

■会長

前期も会長を務めさせていただきました。府中市の自立支援協議会につきましては、発足当初から、障害者団体、親の会の代表が会長を務めているというところが1つの特徴かと思っております。行政の方が入るような協議会もあるのですが、府中市の場合は、行政の方は事務局ということで立場が違って、障害者団体であるとか支援していただく機関の方々の中で自由に意見を述べ合う場でありますので、今期も皆様のご協力いただいて実りある協議会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■副会長

少しでも会長のお手伝いできればと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

5 諮問所の伝達

■事務局

次に、次第5、諮問書の伝達でございます。

会長、部長、恐れ入りますが、前のほうにご移動をお願いいたします。

諮問書を朗読いたします。

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河井文様

府中市長 高野律雄

府中市障害者等地域自立支援協議会における諮問事項について、次の事項について、府中市障害者等地域自立支援協議会において協議し、答申してください。

1．諮問事項

(1) 関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者及び障害児への支援の体制を整備すること。

(2) その他、市長が必要と認める事項。

2．答申期限

平成 2 9 年 3 月 3 1 日。

それでは諮問書を福祉保健部長から会長にお渡しします。

〔 諮問書を部長から会長に手渡す 〕

■ 事務局

資料の確認

6 会議の公開について

■ 事務局

それでは、資料 3 - 1 をご覧ください。次に、次第 6、会議の公開等についてです。会議の公開等について、事務局の案をご説明させていただきます。

1 番、会議の公開についてですが、附属機関等の会議は、府中市情報公開条例により原則公開するものとされておりますので、本協議会における会議も、これを遵守したいと考えております。

2 番、会議に際しては、会議録を作成し、広く公開することとなっております。主な公開場所は、府中市ホームページ、市役所内にございます市政情報公開室、府中市立図書館のうち中央、白糸台、西府の 3 館です。

なお、会議録の作成にあたって、皆様の発言内容を録音させていただいております。改めてご了承ください。

3 番、会議録については、要点記録とし、発言者の氏名は公開いたしません。

4 番、会議録は事務局において作成し、各委員に内容を確認後、公開いたします。今回の会議録を例に申し上げますと、次回の会議までに会議録（案）を各委員にお送りし、内容をご確認いただきます。その後、第 2 回会議上で承認していただき、一般に公開する予定となっております。

5 番、会議の開催に当たっては、事前に広報紙で告知いたします。掲載内容の例は、資料に記載のとおりでございます。

6 番、傍聴人数の制限については、定員は 1 0 名以内といたします。ただし、会議室の広さの都合もありますので、会議ごとに人数を決定させていただきます。資料の用意の都合もありますので、前日までに電話による申し込みが必要といたします。

次に、資料 3 - 2 をご覧ください。

7 番の傍聴者は、傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認した上で、指定された場所で傍聴いたします。

次に、資料３－１にまた戻っていただきまして、最後に８番、会議資料の配布ですが、原則として傍聴者にも配布いたします。ただし、資料が多量の場合等、配布が困難な場合は、会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものいたします。

以上が事務局の案でございますが、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（発言する者なし）

■事務局

ご異議がないようですので、案のとおり決定させていただきます。

ここからは、進行を会長にお願いいたします。

７ 議事

（１）協議会の役割について

■会長

それでは、早速議事に入らせていただきます。

初めに、（１）の協議会の役割について、まず事務局から説明をお願いします。

■事務局

（１）府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について。

本日は、初めて委員として会議に参加されている方がいらっしゃることに、４月に本協議会が「類似機関」から「附属機関」という位置づけになりましたので、改めて「自立支援協議会とは」ということをご説明させていただきます。

資料２－１、２－２をご覧ください。

市で類似機関と附属機関について整理を行いまして、平成２７年４月より本協議会の位置づけが「類似機関」から「附属機関」へと変わりました。今まで本協議会は要綱によって規定されておりましたが、今年度からは資料２－１の「府中市附属機関の設置等に関する条例」によって規定され、運営に関する必要な事項は、資料２－２「府中市障害者等地域自立支援協議会規則」で定められています。

主な変更点といたしましては、今まで市長から依頼を受けて、任期終了時に報告書を提出するという形でしたが、これからは、諮問を受けて、答申をするということになることと、あとは、委員の皆様は非常勤特別職となりまして、今まで謝礼だったものが報酬のお支払いになります。あとは公務災害の対象になることなどが変わります。協議会の内容については、これまでと特に変わる点はございませんが、このような位置づけや規定に変わったということをご承知おきいただければと思います。後ほど資料に一度お目通しくさせていただきますようお願いいたします。

次に、資料４をご覧ください。

はじめに、自立支援協議会の法的位置付けですが、平成２５年４月１日施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」、いわゆる「障害者総合

支援法」の第 89 条の 3 に次のように記載されています。自立支援協議会の設置については、平成 24 年 4 月 1 日施行の「改正障害者自立支援法」で初めて法律上位置づけられました。法的位置づけについては以上でございます。

次に、自立支援協議会の役割です。役割は大きく 2 つございます。一つは「障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるように関係者が課題を共有し、支援体制の整備について協議する場」、もう一つは「協議会を構成する委員が相互に連携し、それぞれの専門性を活かしながら、地域の実情に応じた提案をする場」であるということです。

自立支援協議会というのは、市が一方的に何かを報告する場ではなく、また、委員の皆様が市やほかの機関の皆さんに陳情・要望をする場ではございません。また、市のシナリオどおりに会議を進めて、シナリオどおりの結論を出すような形骸的なものでもございません。皆様と私たち行政が協力し、「障害のある人が安心して自立した暮らしが送れるような支援体制」を整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、府中市障害者等地域自立支援協議会における検討経過ですが、本日机上にお配りしました「第 4 期府中市障害者等地域自立支援協議会報告書」をご覧ください。こちらが、前期の平成 25 年度と 26 年度の 2 年間にわたりまして協議いただきました検討内容をまとめた報告書になっております。詳しくは後ほどお読みいただくとしまして、概要をご説明いたします。

2 年間を通して、「ツール検討部会」「相談支援部会」の 2 部会を設置し、それぞれ課題について検討いたしました。平成 25 年度は、ツール検討部会で「ちゅうファイル」という支援ファイルの作成、相談支援部会では、サービス等利用計画の策定についてご協議いただきました。続く平成 26 年度は、ツール検討部会で障害啓発のリーフレットの作成、相談支援部会で地域における相談支援体制について協議していただきました。

会議の開催状況については、79 ページと 80 ページに記載がございますので、ご確認をお願いします。全体会が年に 3 回ずつ、部会は 4 ～ 5 回程度行っているような形になっております。

また、本日机上に配付いたしました「平成 26 年度版 東京都内の自立支援協議会の動向」という冊子がございます。こちらは、府中市以外の自治体について記載されておりますので、こちらもご参考に、後ほどお読みいただければと思います。

次に、資料 4 の裏面に戻ります。本協議会の構成です。今期も、図のような体制で進めてまいりたいと考えております。

まず、「全体会」がございます。本日のこの会議が全体会として、協議会全体としての意思決定を行う場であり、17 名の委員の皆様にご出席いただく会議です。

次に、図で言いますと一番下に 2 つの「専門部会」があります。こちらは数を必ずしも 2 つと決めているわけではないのですが、課題ごとに設置し、委員のほか、その

課題の解決のために必要な方にオブザーバーとして出席していただくことができる会議です。

最後に、図の真ん中左側にあるのが「運営会議」です。これは、会議の事前調整を行う場でして、市が相談支援事業を委託している地域生活支援センターみな、あけぼの、プラザの委員を選出していただいて、この３名と、必要なときは正副会長にご協力をお願いして調整を行っていきたいと考えております。

このような構成になっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本協議会に期待されることです。

これまでご説明してきたことの総括になりますが、形骸的な会議にならないよう、委員の皆様が意欲を持って会議に参加し、府中市の障害福祉における課題の解決に向け、専門部会での協議・検討を中心に協働することが期待されていると考えています。自治体ごとに課題は異なりますので、それぞれの自治体が、その自治体に合った形で自立支援協議会を運営しています。本協議会も、府中市にとってよいあり方を探りながら発展させていきたいと思っておりますので、委員の皆様には、ぜひ積極的な参加とご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

■ 会長

ただいままでの説明で、まず、ご質問があれば承りたいと思います。特に、今期初めて委員になられた方は、なかなかイメージがつかみにくい部分もあるかとは思いますが、何かご質問があれば伺います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

■ 会長

専門部会の持ち方は、本当に各市区町村の自立支援協議会によってさまざまあります。府中市の場合は、こういう形でずっと続けてきて、いろいろ協議を深めてまいったという経緯がございます。一応、今回の自立支援協議会の任期は２年ですので、今年度がこれでスタートしてみて、もしもこの専門部会の持ち方がということであれば、年度途中でまた違うあり方を探るのもよろしいかと思っておりますので、皆さんにいろいろな意見を出していただけたらと思っております。よろしいでしょうか。

では、こういった形態で今期の自立支援協議会を運営していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(２) 協議事項について

■ 会長

それでは、議事の(２)協議事項について、専門部会について、事務局からご説明をお願いします。

■事務局

資料5「協議事項資料」をご覧ください。

まず、特に初めて委員になられた方は専門部会のイメージがつかみにくいと思いますので、簡単にご説明させていただきます。

障害福祉の分野にはさまざまな課題があるのですが、それをこの全体会の場で解決に向けて話し合うのは大変難しいことです。というのも、まず、1年間に3回、1回の会議については約2時間という短い時間しかないこと、それから、この場には同じ障害福祉でも、さまざまな機関から委員の方にお集まりいただいております。それぞれ専門がございいますので、その状態で、何か一つの課題を効果的に検討することはとても難しいと思われます。また、その課題の解決のためには、17人の委員以外にも、その課題に精通する方がいる場合、その方のご意見を聞くことも大切です。そこで、取り扱う課題別に会議の場を設けて、その課題に詳しい方や関心のある方が集まって効果的に検討していこうというのが専門部会です。

先ほど本協議会の構成の説明でも触れましたが、前期は、「ツール検討部会」と「相談支援部会」の2部会を設置し、課題について検討いたしました。今回も同様の形で、委員の皆様が特に検討したいと思われる課題を中心に専門部会を立ち上げて、協議・検討を進めていっていただきたいと思いますと思っています。

そこで、今年度、事務局からは資料5のとおり提案させていただきます。これは前期の皆さんから事務局に寄せられた希望と前期の正副会長からいただいたご意見をもとに、案として出させていただいているものです。

設置する専門部会は2部会とし、「障害者差別解消法対応部会」、こちら、名称については、仮でこういった名前にさせていただきます。もう一つは「相談支援部会」を設置いたします。それぞれの取り組み内容としましては、障害者差別解消法対応部会では、部会名のとおりなのですけれども、平成28年4月に施行されることになっております障害者差別解消法に向けたものでございます。行政機関は、職員が適切に対応するために必要な要領、対応要領やガイドラインと呼ばれているものですが、こちらの策定に努めることとされています。そして、策定の際には、障害のある方や当事者、関係者の意見聴取することが必要となっております。この部会では、障害のある方や関係者などの意見を反映させた対応要領案を作成していただきます。

次に、相談支援部会ですが、前期に引き続きまして、サービス等利用計画や地域における相談支援体制について、市や各事業所での対応や連携方法等を協議していただきます。

先ほども申し上げましたが、この会議は、決して市のシナリオどおりに形骸的に行いたいものではございませんので、ぜひ皆様方からご意見をいただきまして、どのような専門部会を設置するかを決めていただければと思います。

また、専門部会につきましては全体会に内包される組織と考えておりますので、報酬の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

続きまして、全体会で協議する案件についてですが、各部会からの報告を受けて、全体として協議をする場とします。新たに協議が必要な事項が生じましたら、議題に取り上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、運営会議で協議する案件についてですが、全体会・専門部会がスムーズに開催できるよう事前の調整を行います。また、全体会から付託された事項について協議し、協議結果を全体会へ報告するものとします。

以上が、協議事項についての事務局案となります。事務局からの説明は以上です。

■会長

大体おわかりいただけたでしょうか。今までは全体会の第1回目で、こういった専門部会を設置しますかというところから始まって協議をしてきたのですが、そうすると専門部会が立ち上がって、協議を始めるまでに何カ月間かの期間を要して、実際に協議する期間が非常に短くなってしまうということがありましたので、今期からは、それは前期の報告書を作成する際に事務局とも話したのですけれども、最初の立ち上がりのときから専門部会の設置を皆様にお知らせして、ご賛同いただいて、もうその時点からスタートして協議を進めていただくというほうが議論が深まるのではないかとということで、今回の提案に至りました。

前期のツール検討部会につきましては、さかのぼること3期前ぐらいですか、最初に専門部会が児童部会、青年部会、壮年部会ですか、年齢的に18歳未満、18歳から40歳、40歳以上という3部会、年齢ごとに部会を区切りまして、それぞれの年代で、今課題としているのは何なのかというような課題の抽出を行いました。その中で出てきたのが、ライフステージが変わったときに支援が途切れてしまうところを何とかしたいというところで、それをつなげるための何かツールはないかということで、支援ファイルを検討しようということで、ツール検討部会が2期にわたって続けられて、この報告書にある「ちゅうファイル」というもののモデルができ上がりました。

これはまだ予算化されていないのですけれども、そういった形で、委員の皆さんから出されてきた課題について協議するというのが今までのシステムだったのですけれども、今期につきましては、趣を変えまして、今、事務局からご提案のあった2つの専門部会を設置するというところで提案させていただいております。

まず初めに確認なのですが、このように専門部会を設置して、委員の皆様にはどちらかの専門部会に所属していただいて協議を進めることについて、ご了解をいただけるかどうかを確認したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「よろしいと思います」の声あり)

■会長

では、皆様にどちらかの部会に入っていただくということでご了解いただけたと承りました。

その専門部会の内容ですが、事務局からの提案が今2つありましたけれども、いやいや、もうちょっとこういうことが今喫緊の課題なので、こういうことについて議論したほうがいいのではないかというようなご意見がありましたら、承りたいと思いますが、いかがですか。

相談支援部会につきましては、サービス等利用計画書の作成が義務づけられて、その時点が平成27年度末までに全員ということですが、府中市、他市も同様なのですが、なかなかサービス等利用計画を作成する専門相談員が不足しているということもあって、今セルフプランがかなりの数でできているのですけれども、そのセルフプランに関しては、モニタリングがつかないので、果たしてそれが本当に本人にとってベストの計画になっているのかどうかということが検証しづらいという側面があるので、その辺の検証は必要ですよということ、前期の終わりのところの報告書をつくる段階で事務局ともお話をさせていただいておりました。

一般相談の重要性もまた一方としてありまして、その人の生活をどうつくっていくのかというところの、まず一般相談がきちんと充実していることが前提で、その上に立って、その生活を実現するためのサービスをどうつくっていくのかというのがサービス等利用計画書の作成になるわけで、その辺を利用する当事者も含めきちんと理解して、もともとのこの制度ができた趣旨がきちんと反映されるように府中市の中で回っていけばいいなと思っていますので、そういう意味で、相談支援部会は引き続き、オペレーションは同じなのですが、検討内容については若干の内容の変更があるのかなと思いますけれども、進めていっていただけたらと考えております。

もう一つの障害者差別解消法対応部会なのですが、地方自治体においては、対応要領の作成は努力義務にはなっておりますが、作成することが望ましいということで、内閣府からも強く要請されているところです。権利条約が批准されて、障害者の生活がどう変わっていくのかというのがなかなか見えない中で、多分これにきちんと対応することが、目に見える形で障害者が1人の人間として人格が尊重され、地域で生活していくということが保障される大きな変わり目になっていくのかなと思いますので、これを検討する機関というものが、ざっと見渡したところで、やはりここしかないだろうということで、この部会を持つのがいいのではないかとということで提案に至りました。

部会の内容についてご質問があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

■ 委員

私も昨期は相談支援部会に参加させていただいていたのですが、この第4期の府中市障害者自立支援協議会の報告書の中にも相談支援部会の報告の理由が書かれておりますが、今期も改めて相談支援部会が引き続きあるということですが、昨期までの検討の内容を実際に振り返ってみると、現状のところ、府中市の相談支援に対する課題の整理ですとか、具体的にやはりこういうところをこうしていったらいいの

ではないかという議論は、かなりやり尽くした感を実際には持っているのですね。この皆さんにお配りしている報告書も読んでいただくと、かなり具体的にそれぞれの層でどういうことを大綱としてやっていったらいいかということが出されていて、例えば、今ある委託の3センターを6センターに増やして、福祉圏域ごとに1カ所設置することが必要だと考えるとか、結構そういうことが具体的に書いてあるのですが、それとか、人材育成のためにも、いろいろな相談支援事業所が立ち上げやすいような工夫をすとか、書式のこを入るとか、サービス等利用計画と個別支援計画を連動させるために、相談支援専門員とサービス管理責任者の連携をすとか、そういった研修をすとか、かなり具体的なことをいろいろ書き込んであって、どちらかという、もう相談支援部会に関しては、検討の時期というよりは、実行の時期、ここで検討されていることを具体的に実行する時期に入ってきていると思うのですね。

そこで考えられるのは、今、実はこの4月から府中市では、主に市内の指定相談支援事業所を対象とした月1の連絡会を市が主催してくださって、声かけをしてくださって始めるようになったのです。そこではかなり具体的に各相談支援事業所が集まりますので、それぞれの使っているツールを持ち寄って、どういうところを工夫してやっているかとか、実際の相談支援の流れとか、あるいは府中市の中で今後どういうふうにまだ足りていない人たちのところに、全域的な相談支援を講じるかという話を毎回やり始めているところなのですね。

連絡会という形ですけれども、そういった具体的な会議が府中市内で立ち上がっている中で、ここの自立支援協議会の相談支援部会がそれと全く何の連動もなく、ただここだけで話をするというのが、もうあまり意味がないのではないかと考えられるわけですね。

私たち委員は、どうしても数もある程度限られていますし、すべての委員の方が相談支援の実際の現場にいる方でもないと思いますので、専門部会として相談支援部会をやるということであれば、自立支援協議会の外に既につくられている市内のそういった動きともかなり密接に連動するような形で、現実にはこの報告書に書かれている具体的な内容を、そういった事業所の方も交えてどう実行していくかという話をするような、そういう部会にしていけないと、なかなかこの委員の中の相談支援部会だけでは、もう今はそういう時期ではないのかなと思っています。

■ 会長

確かに、協議だけでも、それが結果に結びつかなければ何も意味がないわけで、それを実現するためにどうするかというところの話をするべきだとは私も思っています。

実際に立ち上がっているという、そこで協議された内容をどうやって計画に結びつけていくのかというところが必要になってくるのだと思いますので、会長、副会長は、障害者計画の検討協議会に委員として入りますので、そこに出た課題というものを具

体的に提案することは可能となっておりますので、そういった道筋をつけていくためにも、既に行われている連絡会の課題を整理していただいて、自立支援協議会を通してそこに持っていくというのが一つあるのかなとは思っているのですね。

相談の事業所だけではなくて、例えばグループホームの方たちが連絡会をつくり始めたというのも、前期にちょっと伺いましたし、その中で出てきた課題を、何が一番課題になっているのかというのを整理して、それをまた府中市全体の課題として協力していくのも大事だと思いますし、いろいろなところで行われている、皆さんのつながりがあちこちにできているので、それをどうやったらきちんと有機的に結びつけられるかというのを考えていくのが、多分この協議会の役割なのかなとは思っているのですね。

その相談の仕方を検討してくださいということではなく、今ある相談の機能をどうやったら本人の生活、今困っている人を助けるための手だてになるのかというのを、具体的なその事例を集めていただくのも一つかと思いますし、皆さん日々お忙しい中で新たな仕事を増やすのもどうかとは思いますが、ここで一生懸命やっている人の、その一生懸命を、そこだけで終わらせない仕組みをみんなで共有できるような仕組みができればいいなとは思っています。

それで、何か答えになっているかどうかわからないのですけれども。

■ 委員

前期、相談支援部会の部会長をやらせていただいて、第5期で相談支援部会を置きたいという提案をしたのは、その指定相談支援事業所の連絡会をぜひつくってほしいと以前から市のほうにお願いしていたのですが、なかなか実現しなくて、だったら自立支援協議会の部会の中でそれをやろうかというようなことなるべく部会を残してほしいということだったのですが、実際もう4月から連絡会は始まっておりまして、府中市内だけではなく事業所が集まっていたりもしております。また、今、会長がおっしゃっていただいたような仕組みというところを頭に据えて、前期の報告書はまとめた内容なのですね。なので、また相談支援部会という形でどういうふうに構成としてまとめていったらいいのかというのは、なかなか難しいかと思うのですが。

■ 委員

協議会をどうしていくかという話なのですからけれども、本当はそういうものにどんどん協議会の冠をかぶせてしまえばいいのではないのかというのが私の単純な考えではあったのですけれどもね。新しくできたものを、それを自立支援協議会の中の何か一つの部署として位置づけてしまおうというようにして、そこで話されたことは、自立支援協議会として話されたことにもなるのだという形で裾野を広げていくという、それは協議会の機関と運営の仕方ということになるのですけれども、自立支援協議会と名のつくものを広げていく、別々に話し合っていたところから自立支援協議会に引っ張

ってくるというよりも、組織そのものを大きくしてしまうほうが、本当は協議会できちんとそこで話されたことが集約されているのだということが、それぞれのネットワークに参加している方にもわかりやすい形だとは思うのですよ。

今、現実には、もうそういうことは今からやるのは難しいのかもしれないですけども、そういうことをある程度意識しながらやったほうがいいと思うのと、実際、相談支援部会を始めた後、では、今やっている連絡会のほうには、相談支援部会からどういう働きかけをするかということだと思うのですね。連絡会そのものの位置づけの中に、少し自立支援協議会とリンクするようなことをこの中でもやっていきなというのをこちらから提案していくようなやり方がいいのか、その辺は府中市にも、連絡会自体の意図を改めて確認したほうがいいとは思っているのですが、そういうことを考えながらやったほうがいいのかなとは思いますね。

■ 会長

事務局の連絡会担当者、お願いいたします。

■ 事務局

この自立支援協議会の専門部会で相談支援部会という形で上げさせてもらっているのは、恐らく今4月から始まった月1で行っている計画相談支援の事業所の連絡会だけのことでなく、もっと広い形での話し合いになるのかとは思っているのですが、現在、月1でやらせてもらっている連絡会では、実際に事業所の方たちが支援する中での課題が多く、声として挙がってしまっていて、ただ、それは双方のやりとりで、その場で解決することも出てきてはいると感じております。

ただ、今後、その連絡会だけでは解決しない課題も挙がってくるかと思っておりますので、自立支援協議会等の大きな会議の中で声として挙げて、そこでまた協議していただくのがいいかと思うのですが、その連携については、こちらの委員も連絡会に出席していただいていますし、私も出席していますので、まとめたものはこの協議会に出せるかとは思っています。

■ 委員

アンテナを張っていない障害者がいた場合に、どうやってそういう人たちに知らせていくかということも課題かと思うのですね。やはり新聞とかインターネットを使っているけど、どんなことをやってもそれで引がかかってこない人に対してどういうアプローチができるかということも必要になってくるのかなと。街中を歩いていると、これはどこでもらえますかとか、そういうことを時々言われたりするんですよ。この専門部会をつくって、どうやって発信していくかということを考えていく必要はあるのではないかと思います。

■会長

貴重なご意見ありがとうございます。

確かに、報告書の中で相談支援事業についてまとめられて、そのシステムとか、このごろの課題とかがまとめられています。私の周りで、例えばサービス等利用計画書の意義をわかっていない、何のためにそれをつくるのか。ただ、支給決定を受けるために、どうしてもこれをつくらなくてはいけないから、セルフプランで書いてしまっているみたいな人がいるのは事実なのですね。

例えば相談支援事業所の人たちの思いと、サービスを受ける人の思いと、やはりずれている部分がまだいろいろなところにあると思っています。それをどうやったら埋めていけるのかなというのが、やはり私としては課題として思っていて、やはり制度を知らない、サービスを知らない。どうやってその情報を得たらいいかもわからないという人は本当にたくさんいるので、もうやり尽くした感はあるかとは思いますが、多分これがゴールではないと思っています。

制度の狭間に行ってしまうような方とか、例えば手帳を持たない障害の方とか発達障害で診断もなかなか受ける、そのボーダーラインぐらいの人たちというのは、多分どこに相談に行ったらいいかもわからないし、既に相談を受けている人はいいのけれども、そこに行き着いていない人たちをどうやったら拾い上げられるのかとか、その辺の課題というのはあるかと思しますので、だから、これについて協議してくださいというところまでは、今、私からはお願いしていませんが、相談支援部会を設置して、その中で、その相談支援部会、相談事業として、今、ほかに何か課題として取り残していることはないのかということをもとに探っていただくのと、あと、なかなか支援に結びつきづらい人に対してどうやってアプローチしていくのかということも、あわせて協議していただけたらいいかと思っていますが、いかがですか。

■委員

行政の立場から考えると、今まで事務局からご説明いただいたことで、私は市の附属機関になったということは非常に重いことだと思っています。昨年度までは要綱設置だったものが、今年度は条例で、しかも私どもは非常勤の職員だということなので、先ほどの連絡会というのは事業所の方の非常に任意的なつながりだと思うのですが、私どもはそこはちょっとステージが違った位置に立っているのかと思います。確かにそこと有機的な連携をとっていくことにつながるのですが、そこを私どもの下部組織にしまうと、行政の立場や条例上の位置づけからすると、ちょっと位置づけが違うのかと感じております。ですから、組織上の整理が必要になってくるのかなというのが1点ございます。

それから、事務局からのご説明であったのは、今回、私どもの協議会は諮問をいただいていますので、この諮問の内容に合っているのかどうかということも、一つは必要なのかなと。諮問を拝見すると、関係機関との相互の連携を図るということ、体制

を整備するということが書かれております。ですので、昨年度までの検討をステップアップして、まさに体制を整備していくということだとすれば、この相談支援部会を設置することは、非常に意義があるのかと思いますし、方向性としては合っているかと思います。

■ 委員

この諮問事項を何のためにそれをやっているかという、府中市の中の支援の体制を整備するためにやるのですね。ですから、相談を受けて見えてきた課題をどのようにして实际的に今ある制度を使って解決していく、もしくは、今の制度をできることから改善しながら向上させていくかということだと思ひます。

そのためにはいろいろ当然あると思ひますけれども、今、梶島さんのご意見を伺っていて、生活をなさっているご本人自身のお言葉であるとても重く思ひます。支援者とか行政の側から見た形でそれに合わせなさいということではなくて、当事者の側に合わせて整備していかないと。障害のある方であんなところに行っても何も助からないから行かない、相談なんて要らないという方がいっぱい地域に増えてくると、例えば精神障害のある方は、引きこもりになっていて、自分だけの生活になってしまう。それが、挙げ句の果てには、行き詰まって事件になるということが最近よくあちこちで起きているのです。

ですから、事件を引き起こさないためにも、精神障害の場合には、精神的に不安定な状態をどうやって支えていただくかという問題があります。相談支援部会ができたときには、地域で本当に困っている当事者の方が、どうやったら現実に助かるのかということを中心に据えて、当事者のご意見をどこかで集めながら、議論していく必要があります。相談の中で本音をどうやって集めるかということもとても大事で、その本音から出てきたニーズを支援体制の整備に生かしていくというあり方をどうやったら構築していけるかと思ひました。

■ 会長

いろいろご意見をいただいたのですけれども、相談支援部会を設置するということで承知していただけますか。

■ 委員

部会を設置することは全然異議はないです。

■ 会長

その協議する内容についてはいろいろあろうかと思ひますので、その部会の委員の中で、またその方向性を1回確認していただいて今後の協議を進めていただけたらと思ひます。その際に、例えばその連絡会との関係をどうするかということに関しま

しては、運営会議で問題点を抽出していただいて、それをまた市と協議するというようなことを積み重ねた上で、きちんと法的にどうなのかということを確認しながら進めていけたらと思っています。よろしいでしょうか。

障害者差別解消法対応部会のほうは、これでよろしいですか。

■ 委員

障害者差別解消法のほうは、すごく時期に合ったテーマだと思うのですが、国の指針ができるのが秋以降ですね。なので、その辺との絡みはどうですか。

■ 会長

今はもう基本方針が出されて、各省庁の対応要領を作成している最中で、各省庁の障害者団体に対する合同ヒアリングが7月中に行われます。それを受けて出るのが、多分9月ぐらいなのですかね。けれども、それを待っていると、遅くなるので、府中市としてこれをどう捉えるかというような内容を検討するのも大事かとは思っています。

■ 委員

そうすると、春に向けてでき上がって、でき上がった後は、どう動いているかというのを検証するような部会というイメージでしょうか。

■ 会長

そうです。東京都がどうするのかというのがまだ見えていない状況ですが、府中市としてのある程度の方向づけをしたほうがいいかとは思っています。

それでは、差別解消法に対応する関連の部会と相談支援部会の2部会を設置することによってまとめさせていただきます。

(3) 会議のスケジュールについて

■ 会長

それでは、次の議題に進みます。会議のスケジュールについて、まずは事務局から説明をお願いします。

■ 事務局

では、資料6をご覧ください。今期は2年間の任期ですので、大まかな2年間のスケジュール案を考えさせていただきました。

まず、全体会は各年度3回を考えております。基本的には、専門部会からの報告を受け、協議会全体としての意思決定をしていきます。また、最終的に市長に対し答申

を行いますので、平成 28 年度の最後の全体会では、こちらの答申の内容をまとめていくことになります。

専門部会については、各部会ごとにどのようなペースで開催するかを決めることになります。期間としては、今年の 7 月から来年の 9 月ごろまでの期間で、協議・検討をしていただく予定です。

運営会議については 2 カ月に 1 回の開催の予定なのですが、事前調整などがない月などがありますので、参加者の間で随時調整ということにさせていただきます。期間としては、最後の全体会の前までおおむね開催するものとして考えています。

■ 会長

ありがとうございました。

大体、全体会が年間 3 回程度、専門部会については年間 4 から 6 回ぐらいの感じなのですが、皆さんはもともとのお仕事が大変お忙しい中で、スケジュールを調整するのは大変だとは思いますが、中身を深めていただくためにもぜひ積極的に参加していただいて、協議に加わっていただけたらと思います。

何も顔を合わせるだけが協議ではないので、例えばツール検討部会に関してはメールでのやりとりとかで内容の確認をしたりもしておりましたし、それはいろいろな手段を使って協議内容を深めていただけたらと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

それでは、全体スケジュールについては以上です。

(4) その他

■ 会長

では、最後に、その他について事務局からご報告があるそうなので、よろしくお願いします。

■ 事務局

前期の協議会でご協議いただいたことの進捗状況をご報告いたします。

まずは、ツール検討部会でご協議いただいた「ちゅうファイル」と「障害啓発リーフレット」についてです。

こちらが、第 4 期の報告書に内容が載っているのですが、「ちゅうファイル」は 11 ページから内容が掲載されております。こちらのファイルを作成していただきまして、平成 27 年度から配布を目指して準備を進めていたのですが、残念ながら新規事業として通らなかったため、今年度は配布することができなくなりました。今後も障害者福祉課としては配布できるように努めていく所存です。そこで、協議会の中で試験運用し、改善につなげていきたいと考えておりますので、もし皆様や関係

者等でご協力いただける方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。

また、引き続き紙ベースでの配布を目指していく予定なのですが、市のホームページでのダウンロード配信については、今年度から開始する予定です。

次に、「障害啓発リーフレット」についてですが、こちらも、同じく報告書の65ページから内容が載っておりますので、ご覧ください。こちらについては、今年度予算の確保ができましたので、内容を確認し、準備を進めてまいります。

また、前期の相談支援部会からご提案いただきました特定相談支援事業所の連絡会の設置についてですが、前期の相談支援部会から連絡会を市主体で設置してほしいというお話がありまして、それを自立支援協議会の部会の下部組織という位置づけでというお話だったのですが、会議運営や構成員の性質上、協議会とはまた別途、場を設けたほうがよいということになりまして、4月から協議会とはまた別のものとして連絡会を立ち上げ、月に1回のペースで開催しているところでございます。進捗状況については、また全体会でご報告していきます。

■会長

それでは、議事については以上ですので、ここで皆様には、どちらの部会に参加するのか決定していただきます。

参加する部会を決定

8 その他

■会長

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

■事務局

第2回の全体会、次回の会議についてご連絡いたします。

時期は10月を予定しております。詳細な日時は、正副会長と調整の上、決定したいと思いますが、あらかじめご都合のつかない日や曜日、時間等がありましたら、帰りがけに事務局までお知らせいただければと思います。開催日時については、時期が参りましたらご通知申し上げます。

また、報酬のお支払いがある方については、事前に資料をお送りしたときに委任状というものを同封させていただいておりますので、そちらにご記入、ご捺印の上、お帰りの際に事務局へお渡しください。もし本日委任状をお忘れになられた方がいらっしゃいましたら、私までお声がけください。

■会長

では、全体会の業務につきましては以上とさせていただきます。

この後、では、各部会に分かれて、最初に部会長、副部会長を決めていただいて、今後のスケジュールを調整していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。